

**町内会・自治会活動応援補助金 制度説明会での主な質問と回答**  
**【宮前区開催分】**

	質問内容	回答内容
1	部品を組み合わせて作成する防災用トイレの部品は対象となるか。	対象となります。
2	複数の事業を申請した際、終了した対象事業の合計金額が上限金額に達した時点で報告してよいか。	個別にご相談ください。
3	防災資器材の申請のように、申請の時は大まかな形で書いて、結果で詳細を書けば良いのか。	大まかで良いわけではないですが、結果的に変動が生じた場合は実績報告で申告してください。
4	Wi-Fi設置費用は、機器代のみで維持費は対象とならないのか。	維持費は対象外となります。
5	Wi-Fi設置に伴い、パソコン、プロジェクター、スクリーンを整備する場合は対象か。	事業の内容により個別に判断させていただきます。
6	7月より前に買ったものは対象となるか。	7月1日から制度開始なので、4～6月に購入したものは対象とはなりません。
7	様式のワードデータはどうやって入手するのか。	市のHPにて様式データを公開します。
8	敬老祝賀会でのお茶代は対象となるか。	対象となります。
9	防災訓練や発災時に使う長机は対象となるか。	防災活動のメニューでは備品購入が対象外です。他のメニューでは対象としています。
10	会報誌を業者に委託する場合は対象となるか。	対象となります。
11	複数の事業を申請している場合、実績報告書は、事業終了毎に30日以内に提出するのか。	各事業終了毎の報告は必要ありません。
12	商品券は認めてもらえないか。	商品券は対象とはなりません。
13	提出方法は窓口だけなのか。メールで提出しても良いのか。印鑑は必要なのか。	請求書以外は印鑑が不要なので、区役所宛てにメールで提出することもできます。

**町内会・自治会活動応援補助金 制度説明会での主な質問と回答**  
**【宮前区開催分】**

	質問内容	回答内容
14	総会資料とは別に活動計画を作成しなくてはならないのか。	総会の予算書等を基に、活動計画の作成をお願いします。
15	申請を省略して、事後報告のみで対応できないのか。	申請・報告という手続きとなることを御理解ください。
16	街路樹の苗木は対象となるのか。	対象となります。
17	孤独死対策として見守り隊を結成している。コーヒー代は対象となるか。	茶菓代程度の活動費や、材料費であれば対象となります。
18	この補助制度はコロナが収束した後も続く制度なのか。	町内会・自治会活動の維持・継続を支援する制度で、コロナ対策の時限的制度ではありません。
19	総会承認の時点で細かい活動計画まで詰めておかなければならないか。	総会承認資料まで求めませんので、申請が提出できるレベルの合意をまとめてください。
20	年度末まで予定する事業が終了後に実績報告を提出した場合、補助金交付は年度明けとなるか。	年度明けとなります。
21	敬老祝品を紅白饅頭とした場合は対象か。	対象となります。
22	敬老祝賀の対象者の人数は記載する必要があるか。	食事代については1人当たりの上限額（千円）がありますので記載が必要です。
23	説明会資料で示されたとおりの領収書でなければ認めてもらえないのか。	あくまでイメージとして示したものです。店舗により形式が異なることは承知しています。
24	報告書提出から振込までの期間はどのくらいか。年度をまたいでしまうのか。	1～2箇月にかかるので、3月に報告をいただいた場合は年度をまたぐこともあります。
25	安心・安全の分野以外の用途でものぼり旗は対象となるか。	他の補助金の対象となっている場合を除き、活動内容によっては対象となります。
26	おにぎりやお弁当は対象となるのか。	敬老祝賀会での食事代以外、会員に提供する飲食は対象となりません（材料費は別です）。

**町内会・自治会活動応援補助金 制度説明会での主な質問と回答**  
**【宮前区開催分】**

	質問内容	回答内容
27	申請した金額と報告の金額が異なっても良いのか。	申請は計画、報告は実績での記載となるため、金額が異なっても問題ありません。
28	コロナ禍なので、最終締切の12月に実際に実施できた事業だけを申請する形でも良いのか。	制度上は可能ですが、なるべく1次、2次締切までに申請をお願いします。
29	危機管理担当からパトロール用ビブスを貸与してもらっていたが、無くなってしまうのか。	貸与は継続します。
30	資料では、9月～10月に交付決定とあるが、12月に申請しても交付決定はもらえるのか。	資料は例示です。申請を審査して交付決定という流れになります。
31	領収書は決算用に町会内でファイルしている。対象となる領収書だけ取り出して提出するのか。	保管状態のまま写しを取り、対象となる領収書を分かるようにしてください。
32	広報物の配布謝礼金は無くなるのか。	本制度は市政だより等配布謝礼金とは関係のない制度です。
33	本補助制度は新規制度なのか。	7月からの新規制度となります。
34	会員名簿の作成経費は会報誌の発行に含まれるのか。	会員名簿は、団体運営費になるので対象外となります。
35	敬老祝賀会の記念品も千円までなのか。	敬老祝賀会の記念品に上限はありません。
36	提出締切が3段階になっているが、違いがあるのか。	事務処理上3段階の期限を設けていますが違いはありません。
37	領収書は日付順に保管しているが事業別に分けて提出するのか。	対象となる事業毎に分けて領収書の写しを御提出ください。
38	掲示板の新設・修繕は対象となるのか。	対象となります。
39	7月3日の七夕祭りは対象となるのか。	7月以降の支払い部分については対象となります。

**町内会・自治会活動応援補助金 制度説明会での主な質問と回答**  
**【宮前区開催分】**

	質問内容	回答内容
40	令和4年度の締切日はいつになるか。	来年度以降の締切日については今後の調整となります。
41	補助金の交付時期はいつ頃になるのか。	活動報告の提出時期次第です。年度末まで活動がある場合は新年度となります。
42	老人会・子ども会の活動は対象とならないのか。	対象となります。申請方法は事務の手引きP6に詳細を記載しています。
43	材料費は対象とあるが出店等で売上がある場合も対象となるのか。	祭りの出店等で売り上げがある活動も材料費は対象となります。
44	茶菓料と飲食代の違いは何か。	事務の手引きP7に詳細を記載しています。
45	備品はいくら以上のものをいうのか。	本市では、2万円以下の物品は消耗品として扱います。
46	100万円を超える支払とは、1事業に対する経費で判断するのか。	一つの契約が100万円を超える場合という意味です。
47	申請様式はどこHPにあるのか。	市のHPに掲載しています。補助金の名称で検索してください。
48	6つのメニューを複数選択して申請しても良いのか。	複数のメニューを選択して申請することもできます。
49	缶ビールは対象とならないのか。	アルコール類は対象となりません。
50	社会福祉分野の見守り・交流活動に限度額はあるか。	分野毎の上限額はなく、補助対象経費の1/2もしくは加入世帯数×700円が全体の上限額です。
51	敬老祝賀会の食事代は、千円以上の場合は対象外となるのか。	千円を超える部分は対象外となるので、人数×千円で申請していただきます。
52	防災事業と餅つき大会を両方申請しても良いのか。	複数の事業を申請することもできます。

**町内会・自治会活動応援補助金 制度説明会での主な質問と回答**  
**【宮前区開催分】**

	質問内容	回答内容
53	町内会が経費を負担していない地域の団体の活動は対象となるのか。	町内会・自治会の活動ではないので対象とはなりません。
54	領収書はレシートでも大丈夫か。	原則、領収書としています。やむを得ない場合のみ、レシートでも可とします。
55	老人会の活動は対象か。	老人クラブ補助金の交付を受けていない老人会の活動費は対象となります。
56	この制度は川崎市独自の制度なのか。それとも国の方から降りてきているのか。	川崎市の単独事業です。
57	規約とは町内会の会則でよいのか。	町内会・自治会の存在を証明できる書類として、会則で確認できれば可能です。
58	通帳の写しは毎年提出しなければならないのか。	前年と同様であればその旨を御申告ください。
59	報告の際に審査の結果認められない場合があるのか。	対象とならない活動や経費は本市が審査して除外いたします。